災害援護資金借入申込書
（様式第1号）

表

記載例　「家財の損害」

様式第１号（表）（第２条第１項）

災害援護資金借入申込書

（申込者所属市町村長経由）

※貸付番号　－　※貸付年月日

被災日時	2026年9月21日　17時00分頃	災害名	令和８年台風第２５号
被害の種類	1 世帯主の負傷　2 住居の全壊 3 住居の半壊　(4) 家財の損害 5 住居の全体が滅失	被害場所	○○市○○１２３４－５６

償還方法の希望	1 年賦元利均等10年償還（①3年据置 ・ ②5年据置） (2) 半年賦元利均等10年償還（①3年据置 ・ ②5年据置） 3 月賦元利均等10年償還（①3年据置 ・ ②5年据置）	借入申込額	１５０ 万円	送金希望金融機関	金融機関名称：△△銀行 支店名：△△支店 口座番号：1 2 3 4 5 6 7 区分：普通 フリガナ：ボウソウ　タロウ 名義：房総　太郎

借入申込者について

フリガナ	ボウソウ　タロウ	性別	(男)・女	生年月日（年齢）	昭和５５年３月１５日（　46　歳）
氏名	房総　太郎				
フリガナ	マルマルシマルマル			郵便番号	電話番号
現住所	○○市○○１２３４－５６（　方）			〒 200-1234	１２３（４５６）７８９０
本籍	千葉県○○市	勤務先の名称と所在地	○○商事 ○○市○○９８７６－５４		
職業	会社員			電話番号	987（654）3210

世帯の状況と収入

氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
房総　太郎	本人	４６	良	会社員	200,000	
房総　花子	妻	３６	良	パート	80,000	スーパー○○
房総　春夫	子	8	良		0	○○小学校
房総　夏美	子	4	良		0	○○幼稚園

収入合計　２８０,０００ 円　　支出合計　２５０,０００ 円

資産の状況

土地	(1)宅地 0 ㎡ (2)田畑 0 ㎡ (3)山林 0 ㎡	住居の状況	(1)自宅 (2)借家 (3)借間 (4)同居
建物	(1)住居（延） 0 ㎡ (2)その他 0 ㎡	生活保護	年　月　日より受給(生・住・教・医)
負債	(内容) 自動車ローン	(金額)	８００,０００ 円

連帯保証人（保証人が書いて下さい）

氏名	中央　一郎	郵便番号 200-5678	性別 (男)・女	生年月日（年齢）	昭和３５年３月１５日（　66　歳）
現住所	○○市中央１－２－３	電話番号 123（456）1234	本籍地	千葉県○○市	
職業	自営業	年収 8,000,000 円	申込者との関係	叔父	家族数 3 人
資産の状況 土地	(1)宅地 800 ㎡ (2)田畑 0 ㎡ (3)山林 0 ㎡		勤務先の名称と所在地	○○商店　○○市中央１－２－３	
資産の状況 建物	(1)住居（延） 250 ㎡ (2)その他 0 ㎡		電話番号	１２３（４４４）５５５５	

この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況	(有)・無　状況
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となつた事実の有無	(有)・無　状況

貸付けを受けようとする理由及び資金の使途

理由	家財購入のため	資金の内訳　合計	1,５００,０００ 円
家財の購入	に １,５００,０００ 円	災害援護資金で	１,５００,０００ 円
	に 円		
	に 円	手持資金で	円
	に 円		
	計 １,５００,０００ 円	その他（　　）で	円

①被害の種類は、市町村が発行した被災証明書または罹災証明書により確認してください。
「床上浸水」「一部損壊」などで住居の半壊に至らない程度のもので、家財に損害がある場合には「家財の損害」を選択してください。
②世帯主の負傷は、療養期間がおおむね１か月以上ある場合です。
③賃貸住宅でも住居の滅失・流失や半壊・全壊により引き続き居住できない場合は対象となります。

据置期間は、原則として３年です。
次のいずれかに該当する場合は、据置期間を５年にすることもできます。
①当該災害により世帯主が死亡したときまたは世帯主が障害者となったとき
②生活保護を受けている世帯または市町村民税非課税世帯
③当該災害により、住居が全壊・滅失・流失したとき

申込者は、被害を受けた世帯の世帯主です。

上記に記載した月収の合計額

連帯保証人の要件

①能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人以外）であること
②弁済の資力を有すること
③原則として、同一の市町村に居住していること
（同一の市町村に保証人となるべき方がいない場合はこの限りではない。）
④借入申込者と同一の世帯の方でないこと
⑤災害援護資金の借入申込者ではないこと
⑥すでに災害援護資金の貸付に関し連帯保証人となっていないこと

被災証明書または罹災証明書の災害名を記入してください。

被害の程度に応じた限度額以内の額を記入してください。
住居の被害と家財の損害が重複した場合は、住居の被害の限度額以内の額となります。

※家財の損害（世帯主の負傷なし）の場合は、下表の借入限度額と被害額の合計のいずれか低い方の額が上限です。

《参考》借入限度額

被害の程度	世帯主の負傷がない場合	世帯主の負傷がある場合
1 家財及び住居に損害がない	—	１５０万円
2 家財の損害	１５０万円	２５０万円
3 住居の半壊	１７０万円 （２５０万円）	２７０万円 （３５０万円）
4 住居の全壊	２５０万円 （３５０万円）	３５０万円
5 住居の全体が滅失・流失	３５０万円	３５０万円

住居を建て直す際の残存部分の取壊し等特別の事情がある場合は、（　　）の額。

送金希望先が休眠口座（※）になっていないことをご確認ください。

（※）休眠口座とは１０年以上取引がない預金口座を指します。
本組合からの送金手続きを行った後に口座が休眠状態になっていることが判明した場合には送金エラーとなり、当日中の送金ができないことがあります。

月間の支出額

①住宅ローン、自動車ローン、借金などがあれば記入してください。
②金額は、借入申込日現在での残額を記入してください。

従兄弟・会社同僚など

同額となること。

「借入申込額」と同額。

この表は、家財の被害が全体の３分の１以上あるかどうか確認するためのものです。

様式第１号（裏）

災害援護資金借入申込書（様式第1号） 裏

記載例　「家財の損害」

必ず記入してください。

被害額

①被害により家財を使用できなくなった場合は、現在購入に要する費用と同額を記入してください。
②家財を修理する場合は、その額を記入してください。
③当該家財に被害がない場合は、「０円」と記入してください。

被災時に所持していた家財のうち、どの程度被害が生じたか確認するためのものです。
被害を受けなかった家財についても記入してください。

自家用車、自動二輪車及び住居の修繕等に係る費用は、家財の損害に含まれません。

被害額の合計が、現在購入に要する費用の合計の３分の１以上の場合、貸付を受けることができます。

被害の状況

被災時の具体的状況：床上浸水（およそ５０cm位）　負傷　全治　カ月

住居の被害：(1) 全壊（　　）　(2) 半壊（　　）

家財の被害

・「家財の損害」の区分での申し込みでない場合は記入不要です。
・損害を受けた家財だけでなく、被災時点で所有していた家財の全てについて記入してください。
・被災時点に生活の本拠としていた住宅の家財が対象です。（店舗、事務所の備品等は対象外）
・自家用車、自動二輪車及び住居の修繕等にかかる費用は家財の損害に含まれません。

品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
たんす	200,000 円	150,000 円	テレビ	120,000 円	120,000 円
本箱・本棚	10,000	10,000	ﾃﾞｯｷ・ﾌﾟﾚｲﾔｰ	70,000	70,000
食器・戸だな	100,000	100,000	パソコン	150,000	0
食卓	80,000	80,000	畳（16 畳中で16 畳が被害）	80,000	80,000
げた箱	10,000	10,000			
鏡台			建具	500,000	400,000
机・椅子	100,000	100,000			
寝具	200,000	170,000	小計	2,190,000	1,740,000
照明器具	10,000	0	その他被害のあった家財（欄が不足する場合は別紙(任意)を作成し添付してください。）		
エアコン	100,000	0			
ストーブ・ヒーター			品名	現在購入に要する費用	被害額
こたつ	15,000	15,000	ディスプレイ	15,000 円	0 円
冷蔵庫	160,000	160,000	ｵｰﾃﾞｨｵ・ｺﾝﾎﾟ	40,000	40,000
炊飯器	20,000	20,000			
ｵｰﾌﾞﾝ・ﾚﾝｼﾞ	30,000	30,000			
洗濯機	80,000	80,000			
掃除機	25,000	25,000			
ミシン・アイロン	30,000	30,000	小計	55,000	40,000
時計	100,000	90,000	合計	2,245,000	1,780,000

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。

令和８年×月××日

借入申込者　住所　○○市○○１２３４－５６
氏名　彦総　太郎　㊞

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

令和８年×月××日

連帯保証人　住所　○○市中央１－２－３
氏名　中央　一郎　㊞

千葉県市町村総合事務組合長　様

災害援護資金借入の貸付審査及び債権管理のために必要があるときは、私及び私の世帯員の住民基本台帳、戸籍、資産、収入、課税・納税状況及び罹災(被災)証明書の発行内容について、千葉県市町村総合事務組合が千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により官公署、その他関係人(団体)等に調査を委託し報告を求めることに同意します。
なお、本書の複写も本書と同じ効力があるものと認めます。

借入申込者　彦総　太郎　㊞

連帯保証人　中央　一郎　㊞

※　この借入申込書の記載事項については戸籍簿、住民基本台帳、固定資産課税台帳、その他関係書類帳簿等と照合した結果、過誤のないことを証明します。

令和８年×月××日

○○市長　□　□　□　□　印

（注）１　※印欄に借入申込者及び保証人は、記載しないこと。
２　償還方法の希望欄は該当するものの番号に○印を付すること（5年据置の場合は、政令7条第2項かつこ書の規定により厚生労働大臣が定める場合にのみ適用されるので、希望にそえないこともあります）。
３　借入申込額欄は、希望する額を記入すること（貸付額は、政令第7条第1項の規定により厚生労働大臣が被害の種類及び程度を勘案して限度額を定めているので、希望にそえないこともあります）。
４　送金希望金融機関は、借入申込者名義の普通預金口座を記載してください。
５　住居の被害欄は該当するものの番号に○印を付し、（　）内にその状況を記載すること。
６　この借入申込書に次の書類を添付すること。
ア　被災地の各市町村の長の発行する罹災（被災）証明書
イ　市町村の長の発行する被災した日の属する年の前年（当該被災が1月から5月までにあっては前々年）の世帯全員の所得証明書
ウ　世帯主の負傷の場合には、療養見込期間及び療養費の概算額を記載した医師の診断書
エ　世帯全員の住民票
オ　保証人の住民票の写し並びに市町村の長の発行する所得証明書、固定資産評価証明書及び源泉徴収票等保証能力を証するに足る書類
７　この借入申込書は、申込者の所属する市町村の長を経由して提出すること。